放射線治療品質管理機構規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本機構は、「放射線治療品質管理機構」と称する。

(事務所)

第2条 本機構は、事務所を に置く。

(目 的)

第3条 本機構は放射線治療の精度向上のため、専ら放射線治療機器やシステムの品質管理・品質保証を行う者として放射線治療品質管理士を認定し、またその能力の維持向上のための事業を行い、もって医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業内容)

- 第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 放射線治療品質管理士の認定。
- (2) 放射線治療品質管理士の能力の維持向上のための事業。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

(会員の構成)

- 第5条 本機構の会員は、次の団体をもって構成する。
- (1)(社)日本医学放射線学会
- (2)日本放射線腫瘍学会
- (3)(社)日本放射線技術学会
- (4)日本医学物理学会
- (5)(社)日本放射線技師会

第3章 役 員

第6条 本機構に、次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 1名

理 事 第5条に定める各団体から代表する各3名とする。

監事 2名

(理事長、副理事長の選出)

第7条 理事長は、理事の互選により決定する。副理事長は、理事の中から理事長が指名 にし、理事会の承認により決定する。

(理事長、副理事長の職務)

- 第9条 理事長は、本機構を代表し、本機構の業務を総理する。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務)

- 第10条 監事は本機構の業務及び財産に関し、次の職務を行う。
- (1) 本機構の財産の状況の監査
- (2) 本機構の業務執行の状況の監査
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、監査の結果を第5条に定める各団体に報告すること

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は、原則として 2 年とし 3 月 1 日から 2 月末日までとする。ただし、 重任を妨げない。また、選出団体の申し出により任期を変更することが出来る。

第4章 理事会

- 第12条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事長は、必要と認めた者を理事会に出席させ、指名出席者として意見を述べさせることが出来る。
- 第13条 理事長は、理事会を招集して、その議長となる。
- 第 14 条 理事会は、定員の過半数 (委任状を有する代理人を含む。)の出席によって成立する。
- 第 15 条 理事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、 その決定を議長に一任するものとする。

第 16 条 理事会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録として作成し、議長及び議 長指名による出席理事 2 名が、署名捺印の上これを保存する。

第 17 条 理事会においては、この会則に別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項を 議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 放射線治療品質管理士の認定
- (3) 次年度収支予算(案)と事業計画(案)
- (4) 前年度決算と事業報告
- (5) その他理事長が特に重要と認める事項

第5章 委員会等

第 18 条 本機構の業務運営上必要と認めるときは、理事会の議を経て委員会等を置くことが出来る。

第6章 事 務 局

第19条 本機構は、事務を処理するため事務局を置く。

第7章 会計

第20条 本機構の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第 21 条 本機構の経費は、第 5 条に定める各団体からの拠出金、放射線治療管理士の認定に関わる収入、講習会等の参加費、資産から生ずる収入、助成金、寄付金等をもって支弁する。

第8章 補 則

第22条 本規約の執行に関する細則は、理事会の議を経て別に定める。

付 則

この会則は、平成 年 月 日より施行する。